

育児休業手当金についてお知らせします

育児休業手当金は、育児休業の承認を受けて休業する際に、育児を理由にする離職を防ぐことを目的として、育児休業期間中の経済的援助を行うために支給される給付です。

▶詳細は「福利厚生ハンドブック(令和6年度保存版)」P11からの育児休業手当金のページをご確認ください。

支給要件

組合員が育児休業を取得した場合に支給されます。**雇用保険法の規定による育児休業給付を受けることができる場合は、対象外です。**

支給期間

原則として「子の1歳の誕生日の前日」まで* 支給されます。

※特別の事情に該当する方は、最長子の2歳の誕生日の前日まで給付を受けることができますが、「保育所入所」に関する手続きについては注意が必要です。

パパ・ママ育休プラス

父母共に育児休業を取得する場合は、支給期間が1年を超えない範囲*で、子が**1歳2か月を迎える日の前日**まで育児休業手当金を請求できます。

※母については、出産日および産後休暇期間、育児休業手当金支給期間を合わせて1年を超えない範囲となります。



支給額

給付は月単位で行います。休業実績を確認した上で、**原則として**休業月の翌月に支給します。

各月の給付額	=	標準報酬日額	×	給付率 ^{※1}	×	支給日数
		標準報酬月額 × $\frac{1}{22}$ (10円未満四捨五入)		67% (180日目まで) または 50% (181日目以降)		土・日を除いた日数 ^{※2}

※1 暫定措置として支給率が引き上げられています(40%→67%または50%)。

※2 年末年始や祝日であっても土日以外は支給日数に含まれます。

手続方法

育児休業手当金は請求に基づき支給されます。所属所を通して請求書と添付書類をご提出ください。

- 1歳に達するまでの給付の請求(通常給付)→育児休業手当金請求書と添付書類
- パパ・ママ育休プラスによる給付の請求→育児休業手当金請求書(パパ・ママ育休プラス用)と添付書類
- 延長給付の請求→育児休業手当金延長給付請求書と添付書類

添付書類については所属所に確認してください。

なお、育児休業の期間変更等があった場合には、それぞれの変更請求書及び添付書類の提出が必要です。

※請求書等の様式については、公立学校共済組合東京支部のホームページからダウンロードできます。
<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/tanki/kyugyo/ikuji/index.html>



育児休業手当金の延長給付について

延長給付は、当該子の1歳の誕生日（パパ・ママ育休プラス該当者は育児休業手当金の支給終了日翌日）において、保育所への入所を希望し、申込を行っているが入所できないなどの特別な事情※に該当する場合には、最長で子の2歳の誕生日の前日まで請求することができます。

延長給付を請求する際の注意事項

育児休業手当金の延長給付の請求に当たっては、以下の注意事項や「福利厚生ハンドブック（令和6年度保存版）」などをよくご確認のうえ手続きしてください。

●子の1歳の誕生日以降の期間について復職を希望している方が対象

延長給付は子の1歳の誕生日（パパ・ママ育休プラス該当者は手当金の支給終了日翌日）以降の期間について復職を希望している方が、特別な事情により復職できない時に対象となります。**支給対象となるかについては、提出された請求書（1歳時および1歳6か月時）に基づき審査を行います。**

●特別な事情 ※詳細は公立学校共済組合ホームページでご確認ください。

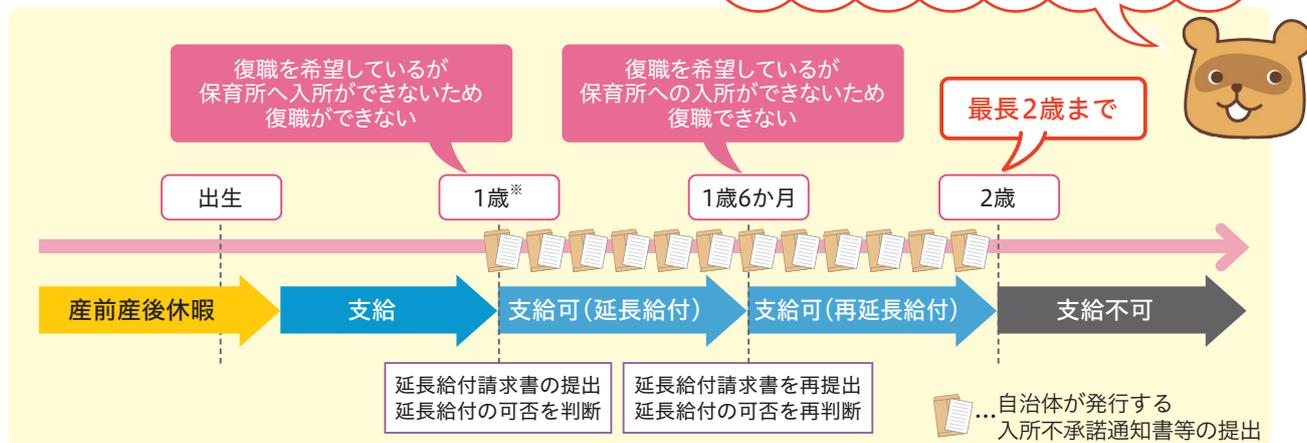
(<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/tanki/kyugyo/ikuji/index.html>)

- ①子の1歳の誕生日（パパ・ママ育休プラス該当者は手当金の支給終了日翌日）以降の期間について、保育所への入所を希望していたが、入所できなかったとき。
- ②子の1歳の誕生日（パパ・ママ育休プラス該当者は手当金の支給終了日翌日）以降の期間について、子の養育を行う予定であった配偶者が、所定の事由により養育を行うことができなくなったとき。

●所属所への事前相談・自治体への保育所入所手続きが必要

延長給付の請求にあたっては、**事前に復職の時期や育児休業期間の取扱い等について所属所と十分に相談してください。**また、上記「特別な事情」①により延長給付を請求する場合、**予め自治体に保育所入所申込みを行い、請求期間中は常に入所保留状態である必要があります。入所保留状態を確認するため、請求書提出後も休業月に係る自治体発行の保育所の入所不承諾通知書等を毎月提出していただきます。**延長給付の支給要件（特別な事情）を満たしていないことが判明した場合には、一旦支給が行われた場合でも返還していただくことになりますので、十分ご注意ください。

[特別な事情①による延長給付のイメージ]



※ パパ・ママ育休プラス該当者はパパ・ママ育休プラスの手当金支給終了日の翌日時点

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827